

路上寝防止対策及び適正飲酒に関する要請決議

沖縄県は飲酒に寛容な県民性であるとの指摘があるが、過度の飲酒及び温暖な気候等を背景に、酒に酔って道路や駐車場等の公共の場で寝そべる行為、いわゆる「路上寝」をする者が非常に多いという実態が大きな問題となっている。

平成 19 年度以降、路上寝は増加傾向となっており、平成 29 年度の沖縄県内の件数が 7,016 件で、そのうち八重山署管内では 664 件となっている。

路上寝については、交通事故を誘発し、または仮睡者狙い等の窃盗の被害者となる危険性があるほか、観光地としてのイメージを悪化させるばかりでなく、市民から迷惑行為として警察への通報が相当数あるとのことであるが、現状では路上寝を禁止する条例等がなく、危険が放置されたままの状態が続いている。これは地域住民の安全で安心な生活や国際観光都市を目指す本市へ影響を与える重要な課題である。

路上寝には地域住民や観光客に路上寝をさせないという根本的な問題解決を図るため、県や市、警察、関係機関や団体、地域住民を巻き込んだ総合的な対策を講じる必要性があり、路上寝対策を講じることは、路上寝行為の未然防止だけにとどまらず、過度の飲酒の防止、適正飲酒につながり、結果として飲酒の影響が大きい暴行、傷害など粗暴犯の犯罪抑止にも効果が期待でき、ひいては犯罪総量抑止につながる重要な対策と考える。

よって、本市議会は市民の生命・安全・財産を守る立場から、早急に路上寝防止対策を講じ、適正飲酒についての啓発活動を推進するために、下記の事項が速やかに実現されるよう要請する。

記

- 1 路上寝の現状と危険性及び適正飲酒のための環境づくりなどの啓発活動を行い、早急に路上寝防止対策を講じること
 - 2 「飲酒に絡む 3 ない運動（深酒しない、路上寝しない、未成年者に飲酒をさせない）」を推進すること
- 以上、決議する。

平成 30 年 6 月 25 日

石 垣 市 議 会

宛て先

沖縄県知事、沖縄県議会議長、沖縄県警察本部長、八重山警察署長